年頭にあたって



今金町国保病院
院長　楯　秀貞

皆様、明けましておめでとうございます。

診療体制は、整形外科および眼科については従来通りですが、小児科は週1回となる見込みです。消化器科の常勤医師を確保できないため、出張医により月1～2回実施している胃カメラは、新年以降も同様の体制を維持できるよう努力しているところです。

また現在、内科1名・外科1名の常勤医および非常勤医で診療しており、外来休診の時間帯もあって、大変御迷惑をお掛けしております。常勤の内科医1名の確保に目途がたちましたが、赴任が2018年度中となるかは未定で、引き続き町民の皆様のご理解とご支援を御願い申し上げる次第です。看護師が新たに3名入職したことは、皆様と一緒に喜びたいと存じます。

道南ドクターヘリの運航により、救急医療への負担は軽減しておりますが、高齢者の慢性期医療への取り組みが大きな課題となります。皆様の医療需要に、可能な限り応えていくべく努力してまいりますが、町人口の減少もあり、一町一国保病院という体制を今後とも維持するのは、困難ではないかと感じております。国と道は、地域医療構想を進めておりますが、皆様におかれましても、この地域での「住民の健康を保障」する医療提供体制とはどのようなものなのか、御検討くださいますようお願い申し上げます。

末尾になりましたが、新年が皆様にとって良い年でありますよう願っております。



公営施設課

①除雪・排雪へのご協力のお願い
②雪寒機械の購入について

◆除雪・排雪ご協力のお願い

●冬期間の路上駐車は危険

除雪作業は、主に交通量の少ない早朝に行っています。

しかし、地吹雪などで視界が悪い時に路上駐車があると大変危険です。また車が駐車している箇所は除雪ができないため、交通障害の原因となります。

路上駐車は絶対にしないよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

●流雪溝投雪にご理解を

道路中央に流雪溝がある町道について、投雪時間帯は原則として車両通行止めとしています。迂回するか投雪時間帯を避けて通行して下さい。

やむを得ず車で通行する時は、交通誘導員の指示に従い投雪の妨げにならないようお願いします。今年度も流雪溝への投雪作業に際し、皆様のご協力、ご理解のほどよろしくお願いします。

●旧雪まつり会場雪捨て場について

今年度の雪捨て場は大和町の旧雪まつり会場とします。

ただし、一般住宅以外（会社駐車場等）の雪捨て場、及び排雪受入日につきましては別途、公営施設課までお問合せ下さい。田代橋雪捨て場に雪を捨てないで下さい。

●旧国道花石地区冬期通行止め

国道から町道に移管した花石地区瑪瑙橋から宮島側新国道までの区間は、冬期通行止めとなりますのでお知らせします。

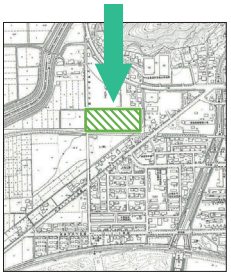
ご協力をよろしくお願いいたします。

●排雪作業時の交通規制に協力を

市街地に堆積した雪を数回排雪します。雪寄せ作業時と雪の搬出作業時に片側交互通行、または一時通行止めとします。

住民の安全な交通維持活動について十分注意していただき、皆様のご理解とご協力をお願いします。

大和町旧雪まつり会場



【問合せ】
役場公営施設課
☎82-0111

雪寒機械（ロータリ除雪車）を購入しました



町道の除雪用として平成16年に購入したロータリ除雪車の老朽化に伴い、このたび平成29年度の防災・安全社会資本整備交付金事業において、昨年11月９日に購入いたしました。

このロータリ除雪車の購入費用は、43,092,000円で、うち交付金は、28,728,000円となっています。

平成30年４月１日より役場庁舎建物内禁煙となります

総務財政課

役場庁舎建物内全面禁煙のお知らせ

町では、健康増進法の施行に伴い、喫煙所等特定の場所以外では喫煙できない「建物内分煙」を実施し、非喫煙者の受動喫煙を防ぎ、健康被害を守るための取り組みをしてきました。

役場庁舎については、現在、各階に喫煙室を設けておりますが、職員の喫煙率に関する調査や近隣町の取り組み状況をはじめ、煙中に含まれる発がん性物質や子どもの呼吸器疾患の原因などの健康への悪影響等の各種データを参考検証した結果、法改正の趣旨を尊重し、平成30年４月１日から「建物内禁煙」といたします。

なお、当面は、役場庁舎外に喫煙場所を設置し、来庁者を含め、喫煙者への対応をしていきますが、敷地内全面禁煙等を求められることも考えられますので、今後も法改正の動きを注視し、禁煙対策に取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いします。

タバコの副流煙に含まれる有害物質（主流煙との比較）

【心臓血管・呼吸器毒性物質】
- ニコチン……2.6～3.3倍
- 一酸化炭素…2.5～4.7倍

【呼吸器毒性物質】
- 窒素酸化物……4～10倍
- アンモニア……40～170倍
- ホルムアルデヒド…0.1～50倍

【各種発がん性物質】
……1～30倍

出展：喫煙と健康問題に関する検討会編 新版 喫煙と健康 保健同人社



【問合せ】
役場総務財政課総務グループ
☎ 82-0111

【お酒と健康】正しくお酒を飲んで健康的に過ごしましょう
～「適正飲酒の10か条」を実践しましょう～

保健福祉課

お酒と健康について

年末年始は、お酒を飲む機会が増える時期です。過度な飲酒は、健康問題（急性アルコール中毒、アルコール依存症、がん、生活習慣病、うつなど）様々な問題の原因となる危険性があります。

健康的に過ごすには、１日の飲酒量を守り、週に２日は休肝日をつくる等、適正飲酒を実践することが大切です。

【１日の飲酒量の目安（純アルコール20ｇ）】

お酒の種類	アルコール度数	目安量	量
ビール	5	中ビン１本	500ml
缶チューハイ	9	1/2本	278ml
ワイン	14	1/4本	約180ml
日本酒	15	１合	180ml
焼酎	25	0.6合	約110ml
ウイスキー	43	ダブル２杯	60ml

アルコールをやめられない等の心の悩みありませんか？
＜相談先＞
①道立精神保健センターこころの電話相談
☎ 0570－064－556
（平日9:00～21:00、土日祝日10：00～16：00）
②北海道八雲保健所 健康推進課 健康支援係
☎ 0137－63－2168（平日8:45～17:30）
③今金町保健福祉課 健康づくりグループ
☎ 0137－82－2780（平日8:30～17:15）
※①～③の各機関年末年始は、実施しておりません。

適正飲酒の10か条

1. 談笑し 楽しく飲むのが基本です
2. 食べながら 適量範囲でゆっくりと
3. 強い酒 薄めて飲むのがおススメです
4. つくろうよ 週に２日は休肝日
5. やめようよ きりなく長い飲み続け
6. 許さない 他人への無理強い・イッキ飲み
7. アルコール 薬と一緒危険です
8. 飲まないで 妊娠中と授乳期は
9. 飲酒後の運動・入浴要注意
10. 肝臓など 定期検査を忘れずに

しない させない 許さない
未成年飲酒・飲酒運転

参考：厚生労働省、アルコール健康医学協会

